

令和6年度（2024年度）札幌市バス発着施設調査検討業務 仕様書

1 業務の目的

札幌市の交通体系は地下鉄・JRの大量輸送機関を基軸とし、後背圏からのバスネットワークを各駅に接続させており、地下鉄の端末駅や主要な中間駅においては、駅周辺交通の整序化、快適なバス待ち環境の提供、運行の効率化等が図られるよう、バスターミナルや待合所等（以下「バス発着施設」という）を整備してきた。

これらのバス発着施設の多くは、昭和40年から60年代にかけて建設され、徐々に老朽化していることから、今後、計画的に改修等を行い、機能を適切に維持・改善していく必要がある。

そこで本業務では、バス発着施設の利用実態等を整理し、札幌市の関連計画や他都市事例も踏まえ、将来的な施設の在り方等を検討する。

2 業務の内容

(1) 利用実態の整理

地下鉄駅（49駅）の乗降客数やバス利用者数等の基本諸元について、本市が貸与する過年度調査結果等を活用し、必要に応じ現地調査も行いながら、過去からの経年変化及び将来推計を行い、一覧表やグラフ等で整理する。

整理する基本諸元の項目や活用資料等は、発注者と協議の上で決定すること。

【主な基本諸元】

地下鉄駅に関する項目

・乗降客数、端末交通手段分担率 等

バス発着施設に関する項目

・バス便数、バス利用者数、路上発着状況、後背圏人口 等

その他

・周辺道路の混雑状況、タクシーの待機状況 等

(2) 将来的な施設形態の検討

各地下鉄駅について、「(1)利用実態の整理」の結果をもとに、本市の関連計画や過年度業務成果、バス路線網、他都市の事例等も踏まえ、バス利用者数等の規模や地域特性により分類し、将来必要となるバス発着施設の形態（ターミナル、広場、待合所等）を検討する。

(3) 代表駅におけるケーススタディ

代表駅（3駅）について、以下のとおり改修等に係る検討を行う。

検討結果については、表や図面、イラスト等を用いて、見やすく、分かり易い資料で取りまとめること。また、資料は、加工しやすいものとなるよう工夫すること。

ア 円山バスターミナル

本市が貸与する過年度調査検討結果等をもとに、必要に応じ現地調査も行いながら、以下について検討を行う。

(ア) バスターミナル施設に係る基準等の整理

バス発着施設に係る関係法令（バリアフリー法（公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編）、自動車ターミナル法等）、指針（交通拠点の機能強化に関する計画ガイドライン等）、事例（札幌駅交通ターミナル事業計画等）等を踏まえ、本施設の改修を考える上で必要な観点を整理する。

（イ）改修内容に係る検討

（ア）で整理した観点について、本施設のバス発着便数や利用者数、バス待機列の現状等をもとに、各観点について改修内容を検討する。具体的な検討事項の例は以下のとおり。

【主な検討事項】

□バリアフリースイートの整備

- ・利用者数を考慮し、設置位置や基数、給排水ルート等を検討。

□待合空間拡張の必要性の検討

- ・利用者数やバス待機列の状況、バリアフリースイートの専用面積等を勘案し検討。

□エレベーター整備の検討

- ・既存エレベーターシャフト利用や外付け増築の観点を踏まえ、実現可能性を検討。

□賑わい創出

- ・待合空間等の有効活用について、他都市の事例等も踏まえ検討。

（ウ）その他

- ・現施設で受入可能な最大バス発着便数の試算。
- ・将来的に建替える際の事業性について、PPP/PFI の導入等を含め、建替案を検討する（事業費の試算を含む）。

イ バス発着施設（2施設）

バス発着施設のうち2施設を対象として、建物・土地の利用状況や他都市の事例等を踏まえ、「(2) 将来的な施設形態の検討」で整理した施設形態へと更新する場合の施設配置や規模、管理運営手法等を検討し、その結果を図面等も含めて取りまとめる。

このとき、現有スペースに過不足が生じる場合の対応策等、更新にあたって課題となる事項と課題解決に向けた方向性についても整理する。

対象施設は、「(2) 将来的な施設形態の検討」等を踏まえ、業務主任と協議の上で決定すること。

(4) 報告書作成

本業務のとりまとめを行い、今後も継続して検討が必要な項目や課題等についても整理を行う。また、報告書の概要版も作成することとする。

3 打合せ協議

打ち合わせ協議は以下の回数を予定する。

- ・業務着手時
- ・成果品納入時
- ・中間打合せ（3回）

4 業務期間

業務期間は令和7年（2025年）3月19日（水）までとする。

5 業務上の注意点

本業務に係る現地調査については、施設利用者や歩行者等の妨げとならないよう、安全に十分に留意すること。

6 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、契約約款に定めるもののほか、下記の書類を作成し、札幌市に提出しなければならない。

(1) 着手時

ア 業務着手届

イ 業務責任者等指定通知書

ウ 技術者等経歴書（技術者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。）

エ 業務計画書

業務計画書については、業務概要、実施方法、工程表、打合せ計画、成果品の品質を確保するための計画、成果品の内容・部数、使用する主な図書及び基準、連絡体制表（緊急時を含む）、使用する主な機器、照査計画、その他必要事項等について記載することとする。

(2) 完了時

ア 業務完了届

イ 成果品目録

ウ 成果品（報告書等）

7 資料の取り扱いに関する留意事項

受託者は、収集した資料及び検討内容等、本業務の遂行に当たって得た情報については、すでに公表されている資料を除いて、外部へ流出することがないように十分に留意すること。

8 業務責任者、技術者及び照査技術者

(1) 受託者は、業務責任者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行うとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 業務責任者は、業務の全般にわたり技術的管理を行なわなければならない。

(3) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

9 成果品（提出図書）

受託者は、本業務に関わる調査収集資料及び検討結果等を、図表等を用いて具体的かつ明瞭に整理し、これら全て報告書として提出しなければならない。なお、報告書の様式、内容及び作成する図面サイズ、表現方法については、適宜、業務主任の承諾を得ることとする。

報告書の提出に当たっては主任技術者が立ち会うこと。参考に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献や資料名を明記しなければならない。成果品の著作権は、札幌市に帰属するものとする。

(1) 提出すべき成果品

- ア 報告書（内容については特記仕様書に記載）
- イ 議事録
- ウ 業務月報（業務日報）
- エ その他業務主任から指定されたもの

(2) 電子媒体の仕様及び数量

CD：正・副各1部

(3) データの仕様（報告書、資料等）

○ファイル形式

- ア オリジナルファイル
（使用ソフトについては、事前に業務主任と協議すること）
- イ PDF データ
（オリジナルファイルとあわせて提出すること）

(4) 電子媒体に貼るラベル

以下の情報を媒体のラベルに明記すること。

- ア 業務番号（契約年度（西暦下2桁）＋業務番号）
- イ 業務名称（例：令和元年度 バリアフリー基本構想の見直しに係る部会運営・調査業務）
- ウ 完了年月（例：令和2年2月）
- エ 発注者名（課名）（札幌市まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課）
- オ 受注者名（例：株式会社 ABC コンサルタント）
- カ ウイルスチェックに関する情報（下記(5)参照）

(5) ウイルス対策について

電子媒体提出前に、最新ソフトでのウイルスチェックを行い、納品する媒体のラベルにウイルスチェックに関する下記の情報を記載すること。

- ア 使用したウイルス対策ソフト名
- イ ウイルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名
- ウ チェック年月日

10 検査及び支払

- (1) 受託者は、全ての業務完了後に札幌市の履行検査を受けなければならない。
- (2) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵(かし)が発見された場合、受

託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

(3) 全ての業務完了後に検査を実施し、合格の場合には全額の請求をすることができる。

1 1 環境に配慮した業務履行

受託者は、札幌市の環境方針(平成 22 年 4 月 1 日札幌市長)のひとつである「委託業務における環境負荷の低減」の趣旨を尊重した履行に努めること。具体的には、以下の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源、省エネルギー
- (2) 廃棄物の減量・資源化・リサイクル
- (3) 環境汚染につながる緊急事態への備え
- (4) 従業員に対する以上の内容の周知教育

1 2 主な貸与資料

- ・札幌市交通結節点調査検討業務（令和元年度）
- ・バス発着施設（16施設）改修計画設計（平成 26 年度）
- ・円山バスターミナルバリアフリー化に係る検討業務報告書（令和 4 年度）
- ・札幌駅交通ターミナル事業計画（令和 5 年 3 月）
- ・市有建築物保全推進事業実施要領（令和 5 年 3 月）
- ・札幌の都市交通データブック 2023(令和 5 年度)

1 3 主な関連計画等

- ・札幌市立地適正化計画（平成 28 年 3 月）
- ・札幌市総合交通計画（令和 2 年 3 月）
- ・札幌市地域公共交通計画（案）（令和 6 年度）
- ・札幌市バリアフリー基本構想 2022（令和 4 年 6 月）
- ・交通拠点の機能強化に関する計画ガイドライン（令和 3 年 4 月）